

人権への配慮

人権侵害となるような事案発生を未然に防ぎ、持続可能なバリューチェーンを構築するため、ステークホルダーとの対話を重視し、人権基本方針に則り事業活動に取り組んでいます。

関連するSDGs



価値創造戦略

人権に対する取り組み

イオンは、グローバルな事業活動を通じて、自社とそのサプライチェーン上で働く人々、およびお客さまをはじめとする当社事業の影響を受ける国・地域の人々の人権を尊重することを、極めて重要な社会的責任として捉えています。また、イオンは、「イオンの基本理念」に加え、2004年に参加表明した「国連グローバル・コンパクト」の原則に沿って、私たちの事業活動から影響を受けるすべての人々に対し、人権や労働に関する国内法に加えて、「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」に記載された人権規範を遵守するとともに、「子供の権利とビジネス原則」「女性差別撤廃原則」の考えに基づき、子供と女性の権利を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持、実践します。当社においてもこの理念・方針を踏襲しており、人権を尊重し、性別や国籍にかかわらず企業の発展に参画できる組織、またすべての従業員の能力が最大限に発揮できる職場の実現をめざしています。人権リスクへの対応は、人材育成や従業員の能力発揮のための重要な基盤ととらえ、取り組みを推進しています。

イオンの基本理念 ▶ <https://www.aeon.info/company/concept/>

イオンの人権基本方針 ▶ <https://www.aeon.info/humanrights/aeonhumanrightspolicy/>

人権に関する取り組み ▶ <https://www.aeon.info/humanrights/>

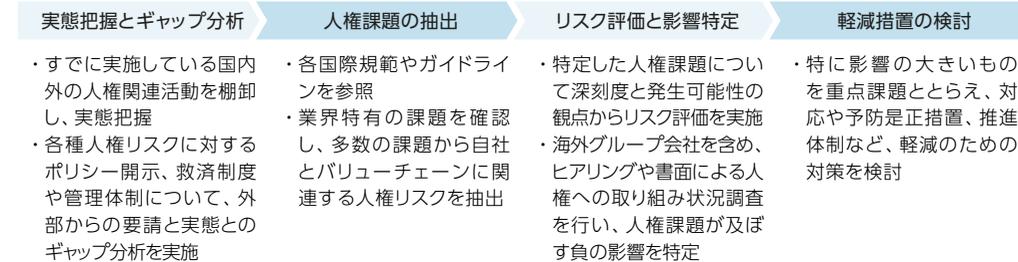
人権に関する取り組みの推進体制

イオンモールでは人権尊重への取り組みをすべての人に対して人権が尊重されている社会をめざし、マテリアリティとして「責任あるビジネス」を設定、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済に対し人権尊重責任を果たせるよう、主体的に対応する部門の責任者で構成されるESG推進分科会で検討・議論を行い、代表取締役社長を委員長とするESG推進委員会で意思決定を行っています。

2021年8月、ESG推進委員会で「持続可能な取引のためのガイドライン」が策定され社外への説明会、社内教育を実施し浸透を図っています。

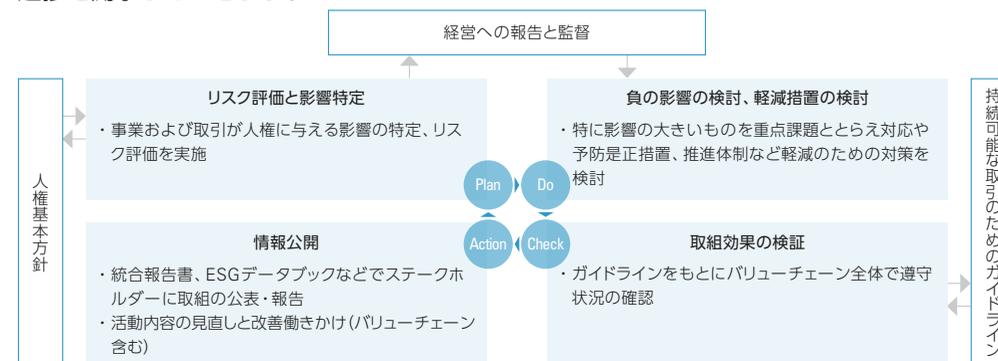
また、2021年10月同友店業種部会で代表取締役社長より「持続可能な取引のためのガイドライン」策定の目的である「公正な取引を行うことでお互いの持続的な発展をめざしたい」というメッセージを発信しました。

人権デュー・ディリジェンス実施プロセス



人権デュー・ディリジェンス実施後のPDCAサイクル

人権デュー・ディリジェンスの結果に基づき、是正計画を策定してPDCAサイクルを確立することで、定常的に人権リスク軽減に取り組むことができます。引き続き、統合報告書などで進捗を開示していきます。



人権デュー・ディリジェンスの実施範囲



22 中期3カ年経営計画の全体像と進捗

23 2023—2025中期3カ年経営計画

33 財務戦略
～経財担当役員メッセージ～

40 **特集**
社外取締役×証券アナリスト対談

44 DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略

46 サステナビリティ戦略

47 人材戦略

60 環境戦略

68 人権への配慮



価値創造戦略

- 22 中期3カ年経営計画の全体像と進捗
- 23 2023—2025中期3カ年経営計画
- 33 財務戦略
～経理担当役員メッセージ～
- 40 **特集**
社外取締役×証券アナリスト対談
- 44 DX(デジタルトランスフォーメーション)戦略
- 46 サステナビリティ戦略
- 47 人材戦略
- 60 環境戦略
- 68 人権への配慮

人権における対象範囲の説明と是正措置・今後の取り組み

対象範囲	対象範囲の説明	是正措置・今後の取り組み
職場における人権	私たちにとって最も大切な資産はイオンピープルです。従業員が能力を最大限に発揮できるよう、安心安全で働きやすい職場環境を構築します。例えば職場の労働安全衛生や、ハラスメントと虐待についての実態把握を行い、問題が認められた場合には速やかな改善が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスに関する教育の実施 ・ハラスメント防止、働き方改革、メンタル不調への対応など職場における人権の是正措置・今後の取り組みは人材戦略(▶ P.50～)をご覧ください。
取引先との関係における人権	私たちは、公正な取引を通じ、対等なパートナーとしてお互いの繁栄をめざします。例えば不正な取引の防止によって、人権侵害への加担・負の影響の助長を防ぐ必要があります。また、サプライチェーンの透明性を確保することで、人権侵害リスクの低減を図っていく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先に対するアンケートなどを通じて不正な取引の防止に努め、また、人権侵害を未然に防ぎます。 ・取引先に対する基本姿勢の教育の実施。 ・持続可能な取引のためのガイドライン浸透 ・贈賄防止、腐敗防止への取り組みはコンプライアンス(▶ P.82)をご覧ください。 ・取引先との関係における人権侵害は様々な事が想定されますが当社では主管部門それぞれがリスクに対応する体制を整えています。リスクマネジメントの取り組みは(▶ P.80～)をご覧ください。
地域社会との関係における人権	私たちは、企業市民として、地域社会の発展と生活文化の向上に貢献します。不正な取引の防止に取り組み、人権問題を悪化させないこと、さらに調達慣行における人権リスクに配慮し、地域社会との健全な関係を築くことなどが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、定款および社内規則の遵守状況などの確認 ・贈賄防止、腐敗防止への取り組みはコンプライアンス(▶ P.82)も併せてご覧ください。 ・持続可能な取引のためのガイドライン浸透 ・地域社会との関係における人権侵害は様々な事が想定されますが当社では主管部門それぞれがリスクに対応する体制を整えています。リスクマネジメントの取り組みは(▶ P.80～)をご覧ください。
お客さまとの関係における人権	私たちは安心安全な商品やサービスを提供しすべてのお客さまに対して公平・公正に接します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する定期的な教育の実施 ・個人情報保護のための教育の実施 ・お客さまの個人情報保護についての取り組みは内部統制システム(▶ P.83)をご覧ください。

職場における人権

イオンは創業以来、人権を尊重し、国籍・人権・性別・学歴・宗教・心身の障がいのあることなどを理由とした差別を一切行わず、多様な人材が活躍できる企業をめざしています。

当社では全従業員を対象にモラルサーベイを実施し(▶ P.54)、結果を経営会議に報告しています。2023年度は是正措置として全従業員を対象とする「心理的安全性向上研修」の実施を予定しています。

お取引先さまとの関係における人権

人権侵害となるような事案発生を未然に防ぎ、持続可能なバリューチェーンを構築するため、イオンモールでは、イオンの人権基本方針、イオンサプライヤー取引行動規範を参考に、独自

に「持続可能な取引のためのガイドライン」(以下ガイドライン)を策定しました。ガイドラインでは、人権・労働に関する国際規範や業界における人権項目を確認することで網羅性を確保しつつ、重要度評価により当社のガイドラインとして記載すべき項目を特定しています。当社のお取引先さまと価値観を共有し、ともに社会的責任を果たすための手引きとすることで、持続可能な社会の実現に貢献します。

持続可能な取引のためのガイドライン

1 目的

企業が事業活動を行うにあたり、利益だけではなく社会的な責任を果たすべきという要請は、年々高まっています。同時に、国際社会で発生する社会や環境に関する課題は複雑になり、国を跨ぎ、一つの企業や組織だけでは対処しきれないものになっています。この状況に対応するためには、イオンモール株式会社とイオンモール株式会社のビジネスに関わるそれぞれの組織(お取引先さま)が自らの責任を果たすとともに、さらに各組織の先に存在するサプライヤーや下請先、請負先に対応を要請していく、まさに社会的責任におけるチェーンを完成していく必要があります。本ガイドラインは、イオンモール株式会社のビジネスに関わるそれぞれの組織の皆さまに共有して頂きたい課題を明確にしたものです。それぞれの組織がこれらの課題に取り組むことで、ステークホルダーへの信頼と安心を得ることになります。これら社会的課題への取り組みは、事業活動や組織運営の基盤です。パートナーシップに基づき公正な取引を行うことでお互いの持続的な発展をめざしています。

2 適用範囲

本ガイドラインは、イオンモール株式会社のビジネスに関わる組織の皆さまとイオンモール株式会社の価値観を共有するために作られたものであり、イオンモール株式会社のビジネスに関わるすべての企業および組織に適用いたします。

▶ <https://www.aeonmall.com/sustainability/approach/society/community/>

お取引先さま向けに人権意識を高める説明会を開催

「人権についての取組方針」、「持続可能な取引のためのガイドライン」策定について取引先さまに説明会を実施。(2021年12月、2022年6月)

今後はバリューチェーン全体で全ての人に対して人権が尊重されている社会をめざすために「持続可能な取引のためのガイドライン」遵守を要請していきます。